

議案第二十八号

三朝町水田農業確立特別対策基金条例の設定について

次のとおり三朝町水田農業確立特別対策基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年三月十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年三月拾参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町水田農業確立特別対策基金条例

(設置)

第一条 水田農業確立対策の推進により、水田農業の多面的役割を發揮し、地域の活性化に資するため、三朝町水田農業確立特別対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、水田農業確立対策の推進のために必要な経費に充当する場合に限り、予算の定める

ところによりその一部又は全部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。